

ICT活用工事（ICT舗装工・受注者希望型）
に関する特記仕様書

本工事は、受注者が「ICT活用工事」を希望する場合に、受発注者協議（別紙１）により、３次元データを活用するICT活用工事を実施することができる。

なお、ICT活用工事の対象範囲及び実施内容は、協議書に記載するものとする。

（定義）

第１条 ICT活用工事（ICT舗装工）とは、以下に示す(1)～(5)の施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。ただし、(1)、(4)の実施は、選択可能とし、実施しなくてもよい。

- (1) 起工測量（希望する場合のみ実施）
- (2) ３次元設計データ作成
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 出来形管理等の施工管理（希望する場合のみ実施）
- (5) ３次元データの納品

（ICT施工技術の具体的内容）

第２条 ICT活用工事は、ICTを活用して、以下の施工を実施する。

- (1) 起工測量（希望する場合のみ実施）

受注者は、以下に示す１）～５）から手法を選択して３次元座標を取得する。２）を用いる場合は、３次元データを作成しなくてもよい。

 - １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ２）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
 - ３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - ４）地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ５）その他の３次元計測技術を用いた起工測量
- (2) ３次元設計データ作成

受注者は、測量データと設計図書を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。
- (3) ICT建設機械による施工

受注者は、(2)で作成した３次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

 - １）３次元MCモーターグレーダもしくは３次元MCブルドーザ

モーターグレーダもしくはブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による設計データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いる。
 - ２）MC路面切削システム

路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに取得し、設計データとの差分に基づき切削ドラムを自動制御する技術を用いる。
- (4) 出来形管理等の施工管理（希望する場合のみ実施）

施工管理において、以下に示す１）～７）から選択して、出来形管理を行うものとする。２）、６）を用いる場合は、面管理を実施しなくてもよい。

 - １）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - ２）トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
 - ３）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

- 4) 地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 6) 地上写真測量を用いた出来形管理
- 7) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(5) 3次元データの納品

3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。これと別に、静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）（静岡県）に基づき、工事完成時に完成形状の3次元計測を行い、計測点群データ（LAS形式）をオンライン型電子納品システム（<https://mycityconstruction.jp/>）に登録し、原則として公開に設定するものとする。

なお、完成形状の3次元計測は、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）に定められた出来形計測に準じて実施してもよい。

また、舗装工の完成形状と工事の完成形状が同一である場合は、出来形管理の計測データを完成形状の計測データとみなす。

（ICT活用工事に関する経費）

第3条 1. ICT活用工事に伴う経費は、設計変更の対象とし、ICT活用工事（舗装工）積算要領、ICT活用工事（舗装工（修繕工）積算要領に基づき費用を計上する。

2. 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量、及び、3次元設計データ作成は、技術調査課で定めた単価により費用を積算する。また、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品費、外注経費等については、地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理を実施する場合は、受発注者協議（別紙1）提出時に、見積書（参考様式）をあわせて提出することとする。見積書の提出がない場合は、3次元データ出来形管理費・3次元データ納品、外注経費等の積算計上は行わない。

なお、起工測量においても、地上型レーザースキャナーを用いた手法以外は、積上げ積算計上は行わない。

（用語の定義）

第4条 ICT活用工事において、図面とは、設計図及び3次元設計データをいう。なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し監督員が承諾した図面を含むものとする。

（工事成績）

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点するとともに、「各種取組による加点」項目で1点加点する。

（監督・検査）

第6条 ICT活用工事を実施する場合の監督・検査は、国土交通省・静岡県が定めた表1及び関連要領等に示すICT活用施工技術に関する基準により行うものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

ただし、土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）において、工事規模の考え方は、中規模以上の工事の施工面積10,000m²以上を2,000m²以上に読み替える。

表1 ICT活用施工技術に関する基準

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）

検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
納品	静岡県完成形状の３次元計測実施要領（案）

（アンケート）

第 7 条 工事完了後、以下の URL よりアンケートに回答する。

<https://forms.gle/u4fN283k4dJtKCtg9>



表1 ICT活用施工技術に関する基準（舗装工）

段階	名称
施工	土木工事施工管理基準（案）（出来形管理基準及び規格値）
	土木工事数量算出要領（案）
	土木工事共通仕様書 施工管理関係書類（帳票：出来形合否判定総括表）
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
検査	地方整備局土木工事検査技術基準（案）
	既済部分検査技術基準（案）
	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
	地上型移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
納品	静岡県完成形状の3次元計測実施要領（案）